

科目3

精神保健医療福祉に関する法律

講義1

精神保健福祉法の概要

科目3 精神保健医療福祉に関する法律

到達目標

精神保健福祉法、障害者基本法、地域保健法、
社会福祉法、医療観察法等の関係法令に基づいた
自治体の役割を理解する

1)精神保健福祉法を学ぶ意義

1)精神保健福祉法を学ぶ意義

- 相談員が業務を行なう基盤となる根拠法令である
- 我が国の精神保健福祉における変遷などから、精神保健福祉相談の基本的な視点、立ち位置が把握できる
- 精神保健福祉法と関連法令の規定から、幅広い相談に対応する意味を考える

2)精神保健福祉法の目的

精神保健福祉法 第1条(目的)

「この法律は、

- ① 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、
- ② 精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まって
- ④ その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、
- ⑤ 並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、
- ⑥ 精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。」

→ ①理念、②～⑤取組・手段、⑥目的について定められている

① 障害者基本法の基本的な理念

障害者基本法 第1条より

「全ての国民が、**障害の有無にかかわらず**、等しく基本的人権を享有するかけがえのない**個人として尊重**されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために…(以下、略)」

- 「障害者の権利に関する条約」の趣旨に沿って、平成23年に改正
- 人権の尊重と**共生社会の実現**を目指すことを理念としている

② 精神障害者の権利の擁護と医療及び保護

- 「精神障害者の権利の擁護を図りつつ、」という文言が令和4年改正で追加され、精神障害者の権利擁護を図ることが明確化
- 医療の提供や支援においては、本人の意思を尊重することが原則
- 精神症状によって自身や周囲の状況を正確に把握できなかったり、治療の必要性を理解できなくなった状態でも、適切な医療を提供するようにできることも必要
- そのため、精神障害者の権利を擁護するための、様々な制度などが精神保健福祉法に規定されている

③④ 障害者総合支援法と精神障害者への支援

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「総合支援法」という）」の目的においても、
 - ・「**障害者基本法の理念にのっとり**」
 - ・「**障害者の福祉に関する法律と相まって**」とあり、
- 身体障害者福祉法や児童福祉法など、他の福祉に関する法律と並んで精神保健福祉法が記載されている。
- 精神障害を含めた様々な障害の福祉サービスとその手続が、総合支援法に集約して一元化
- 様々な支援やサービスは、総合支援法の規定により提供されることとしている

⑤ 発生の予防と精神的健康の保持及び増進

精神保健福祉法が、

精神障害者の医療や精神障害者の福祉だけでなく、
国民のメンタルヘルスの向上などの、保健・予防についても取り
組むことを規定している。

1次予防	疾病の発生を未然に防止	- メンタルヘルスや精神疾患に関する普及啓発 - メンタルヘルス不調に対するセルフケア、身近な支え手によるケア、生活支援等
2次予防	疾病の早期発見と治療	- 精神疾患の早期発見、早期介入 - 精神医療へのアクセス確保
3次予防	発症した疾病の憎悪防止と リハビリテーション	- 精神医療、地域ケアの充実 - リカバリー支援(孤立防止、社会参加、社会復帰支援等)

精神障害者の定義 (第5条)

「精神障害者」とは、

- ①統合失調症 ②精神作用物質による急性中毒又はその依存症
- ③知的障害 ④その他の精神疾患を有する者

→ 何らかの精神疾患を有するものとして定義

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により**継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**をいう。

障害者基本法第2条第1項

- つまり、**精神障害によって日常生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**が「**精神障害者**」であると言える

➤ 「身体障害者」とは

「この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から**身体障害者手帳の交付を受けたもの**をいう。」

身体障害者福祉法第4条

➤ 「知的障害者」とは

「知的障害者福祉法」に定義規定はなし

「療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)」をガイドラインとして、各都道府県が各種の援助措置を受けやすくするため、**児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者**に対して、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

- 一方、精神障害者は精神疾患を有していることで、本人の意思や精神保健福祉手帳の所持に関係なく「精神障害者」となる。

その他、法の対象に関する規定

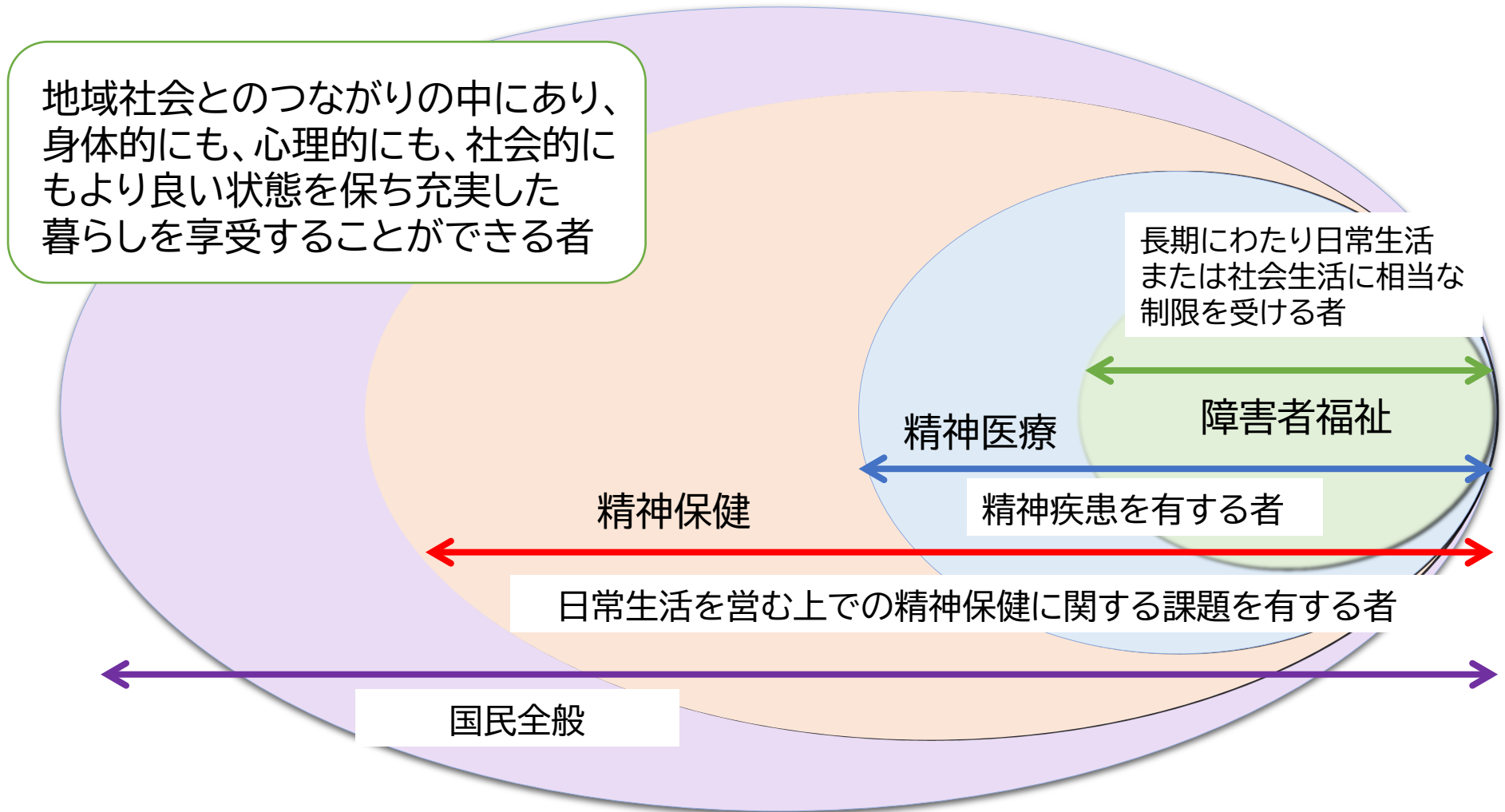
さらに、精神保健福祉法では

(精神障害者等に対する包括的支援の確保)

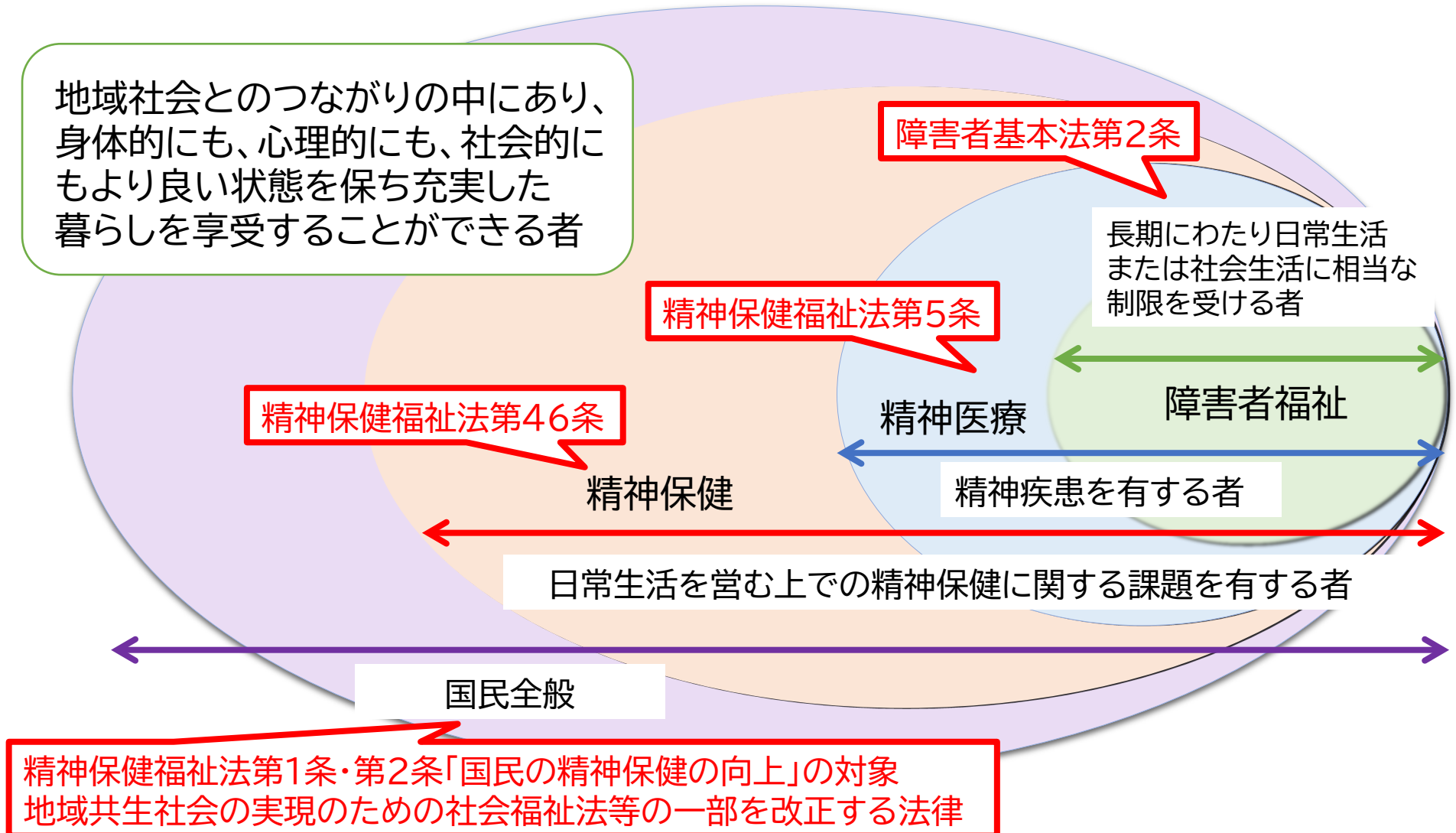
第46条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

- 精神障害者に加えて、日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるものを、「精神障害者等」として、包括的支援の確保の対象としている

精神保健医療福祉領域での支援範囲と 各法との関係



精神保健医療福祉領域での支援範囲と 各法との関係



⑥ 精神保健福祉法の目的

このように、精神保健福祉法は、
第1条に規定された理念に基づき、同法または関連法例に規定された保健・医療・福祉に取り組むことで、
精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る
ことを目的としています。

国・地方公共団体の義務

第2条【義務規定】

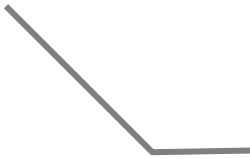
- 総合支援法のサービスや支援、精神障害者の医療及び保護、保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することで
- 精神障害者が自立と社会経済活動への参加ができるように努力する。
- 精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じる。

- 第1条の目的達成のための施策を実施することが義務付けられている

国民の義務

第3条【努力義務】

- 精神的健康の保持及び増進に努める
- 精神障害者に対する理解を深める
- 精神障害者の自立と社会経済活動への参加に協力するように努める



その他、医療施設の設置者には、福祉サービスや相談支援事業所等との連携の努力義務が課せられている(第4条)

- これらの実現のために、メンタルヘルスリテラシーの向上などの精神保健活動が必要となる。

3)指針(第41条)

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供
を確保するための指針

「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」とは

- 入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向け、精神障害者に対する保健医療福祉に携わる**全ての関係者が目指すべき方向性**を定めたもの

基本的な考え方

- ① 精神医療においても、インフォームドコンセントの理念に基づき、精神障害者本位の医療を実現していくことが重要であり、精神障害者に対する適切な医療及び保護の確保の観点から、精神障害者**本人の同意なく入院が行われる場合においても、精神障害者の人権に最大限配慮した医療を提供すること。**
- ② 精神疾患の発生を予防し、発症した場合であっても早期に適切な医療を受けられるよう、精神疾患に関する**知識の普及啓発や精神医療の体制の整備を図るとともに、精神障害者が地域の一員として安心して生活できるよう精神疾患に対する理解の促進を図ること。**
- ③ 精神障害者同士の支え合い等を行う**ピアサポートを促進**するとともに、精神障害者を身近で支える**家族を支援**することにより、精神障害者及びその家族が、それぞれ自立した関係を構築することを促し、社会からの孤立を防止するための取組を推進すること。

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(概要)

○入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向け、精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定める。

1. 精神病床の機能分化に関する事項

- 機能分化は段階的に行い、人材・財源を効率的に配分するとともに、地域移行を更に進める。その結果として、精神病床は減少する。
- 地域の受け皿づくりの在り方や病床を転換することの可否を含む具体的な方策の在り方について精神障害者の意向を踏まえつつ、保健・医療・福祉に携わる様々な関係者で検討する。
- 急性期に手厚い医療を提供するため、医師、看護職員の配置について一般病床と同等を目指す。
- 入院期間が1年未満で退院できるよう、多職種チームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。
- 1年以上の長期入院者の地域移行を推進するため、多職種による退院促進に向けた取組を推進する。

2. 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

- 外来・デイケア等で適切な医療を受けながら地域で生活できるよう、外来医療の提供体制の整備・充実及び地域における医療機関間の連携を推進する。
- アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を行うことのできる体制を整備し、受療中断者等の地域生活に必要な医療へのアクセスを確保する。
- 在宅の精神障害者の急性増悪等に対応できるよう、精神科救急医療体制を整備する。
- 精神科外来等で身体疾患の治療が必要となった場合、精神科と他の診療科の医療機関の連携が円滑に行われるよう協議会の開催等の取組を推進する。
- 医療機関及び障害福祉サービス事業を行う者等との連携を推進するとともに、居住支援に関する施策を推進する。

3. 医療従事者と精神障害者の保健福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

- 精神科医療の質の向上、退院支援、生活支援のため、多職種との適切な連携を確保する。
- チームで保健医療福祉を担う専門職種その他の精神障害者を支援する人材の育成と質の向上を推進する。

4. その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

- 保健所の有する機能を最大限有効に活用するための方策を、市町村等の他の関係機関の在り方も含めて様々な関係者で検討し、当該検討に基づく方策を推進する。
- 非自発的入院の場合においても行動の制限は最小の範囲とし、併せて、インフォームドコンセントに努める等精神障害者の人権に最大限配慮して、その心身の状態に応じた医療を確保する。
- 自殺対策(うつ病等)、依存症等多様な精神疾患・患者像に対応した医療を提供する。
- 精神疾患の予防を図るため、国民の健康の保持増進等の健康づくりの一環として、心の健康づくりのための取組を推進する。

4)精神保健福祉法の構成

第1～4章

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 精神保健福祉センター(第6条—第8条)

第3章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会(第9条—第17条)

第4章 精神保健指定医、登録研修機関、精神科病院及び精神科救急医療体制

第1節 精神保健指定医(第18条—第19条の6)

第2節 登録研修機関(第19条の6の2—第19条の6の17)

第3節 精神科病院(第19条の7—第19条の10)

第4節 精神科救急医療の確保(第19条の11)

➤ 第1から4章までは定義・設置にかかる規定がまとめられている

第5章

第5章 医療及び保護

第1節 任意入院(第20条・第21条)

第2節 指定医の診察及び措置入院(第22条—第32条)

第3節 医療保護入院等(第33条—第35条)

第4節 入院者訪問支援事業(第35条の2・第35条の3)

第5節 精神科病院における処遇等(第36条—第40条)

第6節 虐待の防止(第40条の2—第40条の8)

第7節 雑則(第41条—第44条)

- 第5章は入院形態とその手続、入院中の処遇等の規定である
- 入院関係の規定が精神保健福祉法全体の中でも大きな割合を示す

第6～9章

第6章 保健及び福祉

第1節 精神障害者保健福祉手帳(第45条・第45条の2)

第2節 相談及び援助(第46条—第51条)

第7章 精神障害者社会復帰促進センター(第51条の2—第51条の11)

第8章 雑則(第51条の11の21第51条の15)

第9章 罰則(第52条—第57条)

附則

- 第6章は、精神保健福祉法内に唯一残った福祉制度である「精神障害者保健福祉手帳」の規定と、精神保健福祉相談の根拠が規定されている
- 第8章には、大都市特例(都道府県業務の一部の政令指定都市への移譲)等が規定されている

5)保健及び福祉(第6章)

精神障害者保健福祉手帳
相談および援助

精神障害者保健福祉手帳（第45条）

- 精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。
- 精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられている。

【障害等級】

1級から3級まで

【有効期間】

2年間

【申請時期】

初診から6か月の期間が経過していること

【申請先】

住んでいる市町村の担当窓口

【精神保健福祉手帳で利用できるサービス】

自治体ごとで、地域・事業者によって割引や減免などの様々なサービスを受けることができます

○ 公共料金等の割引 ○ 所得税、住民税の控除

○ 生活福祉資金の貸付

<地域・事業者によって行われることがあるサービス>

・ 公共施設の入場料等の割引

・ 鉄道、バス、タクシー等の運賃割引

・ 公営住宅の優先入居 など

相談及び援助(第47条)

都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する**精神保健福祉相談員その他の職員**又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した**医師**をして、**精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。**

2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

3 市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

4 市町村は、前項に定めるもののほか、**必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。**

相談及び援助(第47条)

【精神医療に係る相談】…医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介

【精神保健に係る相談】…精神保健に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、援助

【精神障害者福祉に係る相談】…精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、援助

相談内容	都道府県・政令市 保健所設置市・特別区	市町村
精神医療	◎	○
精神保健	◎	○
精神障害者福祉	◎	◎

◎ 行わなければならない ○必要な協力をする

精神障害者等に対する包括的支援の確保 (第46条)

この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領

第1部 保健所

第1 地域精神保健福祉における保健所の役割

第2 実施体制

第3 業務

1 市町村に対する支援

2 相談支援

3 地域生活支援

4 人材育成

5 精神保健福祉に関する普及啓発

6 当事者団体等の育成・支援

7 入院等関係

8 企画立案及び調整

第4 ケース記録の整理及び個人情報の取扱い

第2部 市町村

第1 地域精神保健福祉における市町村の役割

第2 実施体制

第3 業務

1 相談支援

2 地域生活支援

3 医療保護入院に係る市町村長同意及び同意後の業務

4 精神保健福祉に関する普及啓発

5 当事者団体等の育成・支援

6 企画立案及び調整

7 精神障害者保健福祉手帳に関する事務

8 自立支援医療(精神通院医療)に関する事務

第4 ケース記録の整理及び個人情報の取扱い

精神保健福祉センター運営要領

1 地域精神保健福祉におけるセンターの役割

2 実施体制

(1)組織体制

(2)職員の配置

3 業務

(1)企画立案

(2)技術支援

(3)人材育成

(4)普及啓発

(5)調査研究

(6)精神保健福祉に関する相談

(7)当事者団体等の育成及び支援

(8)精神医療審査会の審査に関する事務

(9)精神障害保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定

(10)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務

(11)災害等における精神保健上の課題に関する相談支援

(12)診療や障害者福祉サービス等に関する機能

(13)その他

精神保健に関する相談支援に係る自治体の役割

➤ 精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者(法第46条)

保健、医療、福祉、住まい、就労その他の日常生活
に係る精神保健に関する課題を抱える者(省令第31条)

市町村

精神保健福祉法第47条、48条の2

- 精神保健の個別支援や支援体制整備の担当配置、役割の明確化を図る
- 実際の支援ニーズに直面する様々な機関と協働・連携していく
- 支援の担い手の確保、研修受講等による資質向上を行う

都道府県

精神保健福祉法第47条・第48条の2、3

- 個別の精神保健相談に対応しつつ、市町村が行う相談支援に関しても市町村支援として協働する
- 相談支援の技術を高めるための研修機会を確保する
- 市町村が整備していく相談支援体制について、ともに考える

精神保健福祉相談員

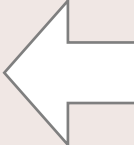
第48条

【精神保健福祉相談員とは】

保健所や市町村、精神保健福祉センター等において、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、精神障害者等やその家族等を訪問して、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う職員

【要件】

精神保健福祉士、その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命

- 
- 大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者
 - 医師
 - 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師

参考文献・資料

- 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について(平成23年8月2日内閣府通知府政共生第500号)』
- 厚生労働省「福祉・介護 令和4年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正について」ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html
- 厚生労働省『福祉・介護 障害者手帳』ホームページ.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/techou.html
- 精神保健福祉研究会監修『四訂 精神保健福祉法詳解』中央法規出版,2016.
- 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針
(平成26年3月7日厚生労働省告示第65号).
- 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について
(令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知).
- 「精神保健福祉センター運営要領」について
(令和5年11月27日障発1127第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知).

ご視聴ありがとうございました。

続いて、【講義2】

精神保健福祉法の入院制度と人権擁護
の動画をご覧ください。